

新年は1月8日(金)より  
業務を行います

事務所HPアドレス  
<http://www.tokatsu-law.com/>



発行  
東葛総合法律事務所  
編集責任者 萩原得誉  
〒271-0092  
千葉県松戸市松戸1281-29  
松戸スクエアビル5階  
電話 047-367-1313(代)  
FAX 047-367-1319



初日の出 犬吠埼

新春  
ごあいさつ

多くの国民が、老いも若きも男性も女性も、平和を、民主主義を求めて立ち上がりました。声を上げました。しかし、これらを全く無視する形で、暴力的な強行採決がなされました。それでも、私たちちは諦めません。「国民の不斷の努力」で護られるべき憲法（十二条）、今こそ、国民が努力すべきときです。権力が暴走する気配を見過ごしてはなりません。見て見ぬふりもいけません。そうやって悲惨な歴史が作られてきたことを忘れてはいけません。

私たちは、今何が起きているのかを知り、何ができるのかを考え、声を上げ続ける一年を、皆さんと共に歩みたいと思っています。

東葛総合法律事務所  
代表

事務局長  
弁護士  
富原 長  
藤原 宗  
齋福 蒲  
田 吉 浜  
原 藤 富  
田 常 康  
有 得 雅  
美穂子  
雄樹彬 平 誠  
子 代

事務局員一同

## シリーズ

## 憲法を考える

第6回



まず、この法律では、これまで政府の憲法解釈を前提としても認められていなかつた集団的自衛権の行使を認めています。集団的自衛権の問題点については、「カツとび」第58号の「シリーズ憲法を考える」の記事で触れましたが、何う歯止めが無く、際限なく世界中の戦争に、自ら進んで巻き込まれに行くような内容になつてゐると言わざるを得ません。

## 法律の問題点は？

2015年の9月19日、「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」が強行採決のうえに成立しました。同月30日にはこれが公布され、2016年3月に施行される見通しとなつています。今回は、前回に続き、同法律について主に民主主義の視点から考えていきたいと思います。



「自らが決定者である」と言わんばかりの振る舞い

また、「後方支援」という名の下に、自衛隊の活動範囲を大きく拡大している点も大きな問題点です。「カツとび」第60号の記事で触ましたが、「後方支援」としても実質的には武力行使と一体化と捉えられる活動が可能となり、「支援」の対象が、現地で困っている人々ではなく、現地で実際に「戦闘をする人々」に向ひている

法律の合憲性や個別の問題点以外にも、今回の法律が成立するまでの過程について、民主主義との関係について取り上げられることが多々ありました。

民主主義と聞いて、まず多数決ということが思い浮かぶ方も多いと思います。では、100人中51人が賛成をし、49名の反対があつた場合、反対意見を切り捨てて賛成の多数意見だけでもつて物事を進めるのが民主主義と言えるのでしょうか。

多数意見により少數意見が意に反する支配を受けることになるのですから、多数決の当然の前提として、相互が反対意見に耳を傾け、説明と議論を尽くすことが求められなければなりません。しかし、



私達は声を上げ続けることが重要です

これが明らかな内容です。このように、今回の法律は、自衛隊の派遣の範囲、派遣先での活動内容が著しく拡大するのみならず、戦後70年間、(少なくとも正面からは)他国の戦争に参加をしてこなかつた日本の在り方を大きく変えてしまう法律なのです。

おいても「現在の国際情勢」という極めて抽象的な必要性を掲げるのみであり、反対意見に対しても毎回同じような説明に終始し、議論が深まるとはありませんでした。そのような政府の態度に対して、世論においても反対意見が広まっていく中、政府はこれら国民の声さえも一切聞く耳をもたず、「自分が決定権者である」と言わ

んばかりの振る舞いで、文字通り数の力で法律を成立させました。このような政権の態度は、参議院特別委員会での採決の際に、「議場騒然」「聴取不能」とされるような状態で採決を强行したこと、議事録に速記録と異なる記載がなされていてこと、地方公聴会の実施及び報告が形骸化していたという

手続面にも色濃く表れています。そもそも安倍政権が本当に多数の国民の支持を得ているのかということは、選挙制度に関連して問題となります。それを差し引いても、このように、最も大事にしなければならない意見形成の過程を無視した今回の法律の成立過程は、もはや民主主義によるものと

は言はず、国家権力の暴走であることは明かです。

## 私たちがすべきこと

憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によりて、これを保持しなければなりません（憲法十二条）。憲法による

くらしの  
法律相談

### 未成年者の自転車事故 親の監督責任は？



弁護士  
斎藤 雅子

Q 中学生の乗る自転車にぶつけられ怪我をしました。その子の親に損害賠償請求できますか？

A 相手が未成年者の場合、本人に経済力はありませんから、その親に損害賠償請求したいのは当然のことです。今回の中学生に「自分の行為の法的責任を認識する能力（責任能力）」がないとある親に対して、損害賠償請求を行

## コラム 鬼怒川の決壊



事務局長  
富田 常雄  
(兼業農家)

稲刈りシーズンから遅れること1ヶ月。10月中旬、コンバインを操作する私は煙のような土埃の中にいた。

鬼怒川決壊により水没した田んぼでの作業だ。

相手が未成年者だからといって諦めるのではなく、その親にも損害賠償を申し入れ、話し合ひをしてみることが大切です。

※鬼怒川は大丈夫という先入観があった。我が家すぐ近くを流れる小貝川が心配だった。

収穫した泥水につかって芽が出かけているような米が売れるのだろうか。

やりきれない思いで何とか作業は終了した。被災米の収穫は、30キロの袋で100を超えた。しかしJAは買い取る方針がないという。たまたま通りかかった近所の人が買ってくれる業者を教えてくれた。

29年前の小貝川決壊でも水田が全滅した。昨年は、まさかの鬼怒川決壊。その朝、ラジオで流れる越水のニュースからは何らの危機感も伝わってこなかった。：

縛りを白ら解き、立憲主義を無視した政府に対しても、次の選挙で、私達が自らの手で直接ブレークをかける必要があります。そのためには、今回、政府の「戦争法」成立に際して行ってきたことを忘れず、声を上げ続けて選挙に臨むことが重要なのです。

（本文・イラスト 当事務所憲法委員会）

## 新人弁護士

自己紹介



はら やすき  
原 康樹

初めまして。昨年12月から弁護士として事務所の一員となりました原康樹です。

出身は、だんじり祭りで有名な大坂の岸和田市です。大学は法学部ではなかったのですが、小さい頃からの夢である弁護

士になるため、一念発起しロースクールに進学しました。司法試験合格を機に大学の頃から交際していた彼女と結婚し、現在は一人で暮らしています。

司法修習を経るにつれ、地域の身近な人々と関わって働く弁護士像を理想と考え、本事務所を志望しました。

千葉という土地は初めてではあります、法律を通じて皆さまの生活がより豊かになれるよう手助け出来れば良いなど考えております。

**考えてみよう、憲法のこと  
パート2**

**木村草太さん講演会**

安保法制、憲法改正、18歳選挙…。何となく耳にするけど。  
「何となく」でいいのかな。草太先生!! 今、いったい何が起こっているの?

**講師** 木村草太さん  
1980年生まれ。筑波大学法学部卒。元ひまわり。現在、首都大学東京准教授。テレビ朝日系列「社会ステーション」のコメンテーターも務める。  
見解本文をはじめとする著書多数(東京大学出版社)を上梓。法大入試で「平賀洋子著『憲法』(東京大学出版社)は、『史人学生で最も読まれている本』と話題。著書『キヨマス堂の法學入門(星海社新書)』『憲法入門』(西村裕一先生との共著・有斐閣)『未来の責任』(平賀洋子先生との共著・みどり舎)『テレビが教えてくれない憲法の話』(PHP研究所)『憲法の茶筌(一冊価70年からもらえる)』(大澤真理先生との共著・NHK出版新書)『憲法の自説はなぜ遡るのか』(岩波社)など。

**日 時** 2016年2月20日 土 18:30~(開場18:00~)

**参加費** 500円(高校生以下は無料)  
★ご入場には(無料の方も)チケットが必要です  
 券前にお求めください。専用予約(チケットのお引換は当日となります)。

**会 場** 松戸市民劇場 ホール  
松戸市本町11番地の6(松戸駅西口徒歩5分)

お問合せ・お申込み 東葛総合法律事務所  
 TEL 047-367-1313 FAX 047-367-1319

●主催 「考えてみよう、憲法のこと」実行委員会 ●後援 松戸市 松戸市教育委員会

今日は安保法制を民主主義とい  
う切り口で特集しました。どの切  
り口からみても問題点だらけ…。

## 編集後記

市民のみなさまからのご要望に応じて、当事務所の弁護士を講師として派遣しております。講師派遣のお問合せ、ご要望はお電話にてご連絡ください。(担当 事務局 富田)

### 講師派遣いたします!

昨日は33名の方が参加されました。学習会は、現在の選挙の仕組み・問題点など(一票の格差・死票の問題など)を中心に、寸劇や

事務所の齋藤雅子弁護士が行い、  
 ためになる講座 The 選挙」を開催しました(写真)。講師は当



## 友の会コーナー



何としても廃止せねばなりません。当事務所に新しい力が加わることになりました。春には田丸事務局も復帰予定です。今年もよろしくお願いいたします。(T.A.)

- 講師テーマ(例)**
- ・憲法・平和問題
  - ・成年後見制度
  - ・特定秘密保護法
  - ・刑事手続
  - ・身近な法律問題(相続と遺言、夫婦に関する法律、借地・借家をめぐる法律、労働問題など)

- 「考えてみよう、憲法のことパート2」(実行委員会形式)**  
**2016年2月20日(土)**  
**憲法講演会 講師 木村草太さん**  
(憲法学者・首都大学東京准教授)  
 午後6時30分開演、松戸市民劇場ホールにて。
- 総会(ミニ講座あり)**  
**2016年4月9日(土)**  
**伊勢丹バンケットルームにて。**  
**お問合せは当法律事務所まで。**  
(担当 事務局 齋藤)

## 今後の行事予定

模擬選挙を行い、わかりやすく進められました。皆さん自分の考えを国会に届けるためにも是非選挙に行きましょう。